

第2期計画
第3章 消費者施策の方向性と展開
1. 消費者施策の方向性
2. 重点的な取組と実施状況の把握・検証
(1) 重点取組
[1] 重点取組1
[2] 重点取組2
(2) その他の参考指標
[1] 参考指標1: 府及び市町村消費生活センターで受け付けた、契約当事者の年代別件数と割合
[2] 参考指標2: 国の地方消費者行政強化作戦の「政策目標」に係る府内の状況
3. 消費者施策の展開
基本目標1 消費者の安全・安心の確保
(1) 商品・役務の安全性の確保
(2) 消費者取引の適正化
[1] 不当な取引行為の防止等
[2] 価格・商品の表示、広告等の適正化
(3) 消費者への情報提供
(4) 個人情報の保護
(5) 物価安定対策と適正な税の転嫁
基本目標2 消費者の自立への支援
(1) 高度情報通信社会への対応
(2) 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進
(3) 高齢者、障がい者等への支援
基本目標3 消費者教育の推進
(1) 消費者教育推進の基本的な方向
[1] 消費者教育の総合的な推進
[2] 次世代を担う消費者の育成
[3] 成年年齢引き下げに対応した若年者に対する消費者教育の充実
[4] ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進
[5] 消費者の特性に対する配慮、場の特性に応じた方法での実施
[6] 各主体との連携・協働の推進
(ア) 府と市町村
(イ) 消費者行政担当部局と教育委員会
(ウ) 消費者団体、事業者及び事業者団体
(エ) 消費生活に関連する教育との連携推進
(2) ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進
[1] 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育
(ア) 小学校
(イ) 中学校
(ウ) 高等学校
(エ) 支援学校
[2] 大学等における消費者教育
[3] 地域における消費者教育
[4] 家庭等における消費者教育
[5] 職域における消費者教育
[6] 消費者教育拠点としての府消費生活センターの活用
(3) 消費者教育の担い手の育成と活用
[1] 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員
[2] 消費生活相談員等
[3] 実務経験者等
[4] 地域における消費者教育の担い手
[5] 消費者教育コーディネーター
基本目標4 消費生活相談体制の充実
(1) 府の消費生活相談体制の充実・強化
[1] 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)
[2] 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化
[3] 府における消費生活関連相談窓口の周知強化(広報強化)
(2) 市町村相談体制への支援
[1] 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等
[2] 市町村における消費生活相談業務の支援
(3) 消費者問題の早期解決支援
[1] あっせん、調停の活用
[2] 訴訟への支援ほか
[3] 高齢者、障がい者等の被害解決への支援
[4] 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進

第3期計画(骨子案)
第3章 消費者施策の方向性と展開
1. 消費者施策の方向性
2. 重点的な取組と実施状況の把握・検証
(1) 重点取組
[1] 重点取組1 悪質商法による消費者被害の防止
[2] 重点取組2 多様な消費者教育の推進
[3] 重点取組3 消費生活相談のデジタル化
(2) その他の参考指標
3. 消費者施策の展開
基本目標1 消費者の安全・安心の確保
(1) 商品・役務の安全性の確保
(2) 府消費生活センターにおける消費生活相談
[1] 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)
[2] 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化
[3] 府における消費生活関連相談窓口の周知強化(広報強化)
(3) 市町村相談体制への支援
[1] 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等
[2] 市町村における消費生活相談業務の支援
(4) 消費者取引の適正化
[1] 不当な取引行為の防止等
[2] 価格・商品の表示、広告等の適正化
(5) 消費者への情報提供
(6) 個人情報の保護
(7) 物価安定対策
基本目標2 消費者被害の未然防止・拡大防止・紛争解決の支援
(1) 高齢者や障がい者の消費者被害の防止
(2) 若者の消費者被害の防止
(3) インターネットを悪用した消費者被害の防止
(4) 消費者・事業者間の紛争解決支援
[1] 大阪府消費生活センターによるあっせん
[2] 裁判外紛争解決手続(ADR)の利用促進
[3] 訴訟の支援
基本目標3 消費者教育の推進
(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進
[1] 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)における消費者教育
(ア) 小学校
(イ) 中学校
(ウ) 高等学校
(エ) 支援学校
[2] 大学等における消費者教育
[3] 地域における消費者教育
[4] 家庭等における消費者教育
[5] 職域における消費者教育
[6] 消費者団体、事業者及び事業者団体等との連携
[7] 消費者教育拠点としての府消費生活センターの活用
[8] 消費者教育の担い手の育成と活用
(ア) 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員
(イ) 消費生活相談員等
(ウ) 実務経験者等
(エ) 地域における消費者教育の担い手
(オ) 消費者教育コーディネーター
(2) 消費生活に関連する他教育との連携推進
[1] 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進
(ア) エシカル消費
(イ) 環境教育
(ウ) 食品ロスの削減
(エ) 食育
[2] 金融経済教育
[3] その他
基本目標4 消費生活相談体制の充実